

山梨県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年一月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一四、九〇九

中巨摩郡

五、二八三

南都留郡

一二、八六〇

甲府市

五一、九五四

富士吉田市

一三、七三二

都留市・西桂町

九、七二八

山梨市

九、八四一

大月市

七、〇八一

韮崎市

八、二九六

南アルプス市

一九、六六九

北杜市

一三、五二二

甲斐市

二〇、五八一

笛吹市

一九、三五七

上野原市・北都留郡

七、一三三

甲州市

中央市

八、九六四

八、二二八